

2026 年県議会第 1 回定例会補正関係反対討論（2026 年 3 月 10 日）

たいら行雄

おはようございます。

私は、日本共産党県議として、本議会に提案されました、令和 7 年度補正関係議案 21 件および専決処分報告 2 件のうち、

議案第 7 号「令和 7 年度鹿児島県国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）」の 1 件について、反対の立場から、その理由を述べ討論致します。

本議会における、先の私の一般質問において、高すぎる国保税について「国保財政安定化基金」から繰り入れを行い、国保加入者一人当たりの納税額を引き下げよう改めて求めたところでは、

その内容について、繰り返し申し述べさせていただきますが、昨年 11 月 26 日付の「令和 7 年度第 1 回鹿児島県国民健康保険運営協議会」によって示された「令和 8 年度国保事業費納付金等に係る『仮算定』」においては、市町村が県に納める『納付金』の上昇を抑制する目的で、「基金」から 2 億円の繰入を行う計画であることが示されておりました。ところが、本年 2 月 10 付で最終的に示された『同本算定』においては、令和 8 年度は「基金」からの繰入は行わないことが明らかとなりました。その理由について、先の一般質問での部長答弁では、「『仮算定』では、納付金のうち『介護分』に

ついて、一人当たり納付金額の前年度伸び率が基金の活用要件に該当し、約2億円を繰り入れることとしていた」と、基金からの繰り入れを行う計画であったことを認めつつも、「本算定では活用要件に該当しなかったことから、基金からの繰り入れを行わなかった」と答弁されるとともに、非該当の具体的な理由も示されませんでした。

これにより、令和8年度の一人当たり保険税必要額は、前年度比平均5.61%：6,079円増となり、実に本県市町村の9割弱に当たる37市町村が引き上げられることとなりました。

こうしたもと、現時点において、鹿児島市では国保税の2年連続の引き上げが提案されています。

そもそも、基金からの繰り入れを行う目的は、「市町村からの令和8年度の納付金の上昇抑制」であると、県当局が作成した「仮算定のポイント」に明記されていることから、少なくとも当初予定していた通りに基金を取り崩し、国保加入者一人当たりの保険税必要額の上昇を抑えることが、県の責任ある対応ではないでしょうか。

一方、百歩譲って「基金残高」が乏しかったり、県の計画以上に目減りしたりして、財政的に困難であるならば理解できますが、

「基金残高」の詳細を調べた結果、令和6年度末の「基金残高」は116億3,000万円であり、令和7年度当初予算ではこれに2,700万

円を積み上げる計画でした。ところが、令和7年度が大幅なプラス決算であったためか、今回の補正予算では、約40億3,500万円プラスして、合計で40億6,200万円余り積み上げることとしています。これにより、令和7年度末の「基金残高」は、総額で約152億4,800万円にまで積み上がることとなります。こうした状況を踏まえるならば、県が当初予定していた、基金からの2億円の繰り入れについては、十分可能であると考えます。

さらには、国保税の引き下げについては、脆弱な市町村財政への負担軽減を図るばかりでなく、国保加入者の多い「中小・零細業者」や「年金受給者」などの低所得者への支援にもつながることは明らかであることから、物価高騰に対応する施策としても重要であることは間違いありません。

したがって、令和7年度においては「国保財政安定化基金」を、当初予定通りに取り崩し、令和8年度の市町村からの納付金の上昇を抑えることは極めて重要であると考えことから、

議案第7号「令和7年度鹿児島県国民健康保事業特別会計補正予算（第2号）」については「反対」を表明し、討論を終わります。